

議会報告・懇談会実施計画書

1 開催趣旨

市議会において、民意を反映した議決が必要であることはもちろん、議会議決に至るまでの審議経過をより分かりやすく市民に情報公開することは、議会活動の根幹ともいえるべき大切な取組である。

議会報告・懇談会は、重要案件の審議経過、議決結果や議会活動など、議会運営に関するあらゆる情報を直接、市民に報告する場であり、同時に議会活動に対する意見や提言などを直接、市民から聴取する機会である。

市民から信頼される議会、市民生活に必要とされる議会の実現をめざし、その権能を高めていくためにも、議会報告・懇談会は貴重な意見交流の場である。

議会報告・懇談会で提案のあった市民の意見等については、予算案や条例案等の審議の中で議会の意見として政策提言し、同時に意思決定機関である議会は、行政機関の執行を監視し、常に議会の立場でチェックしていくことも重要な責務である。

議会報告・懇談会は「市民参加型議会」を実現していくうえで基本となる重要な機会であり、この成果は、多様な民意を市政に反映できる「政策提案型議会」の実現へと必ず連動するものと確信している。

三次市議会は、三次市議会基本条例第7条の規定に基づき、「議会報告・懇談会」を昨年度に引き続いて開催する。

なお、議会報告・懇談会を開催するにあたり、次の4項目を基本的な考え方とする。

- (1) 議会報告・懇談会は、議会が持つあらゆる情報を直接市民に提供し、情報を共有することにより、市民の市政運営に対する関心をより高め、市民参加による議会運営をめざすものである。
- (2) 議会報告・懇談会は、市民の知る権利を保障するものであり、議会の議決は、住民理解が得られるものでなければならないことから、議決の結果だけでなく、審議の経過についても議会としての説明責任を果たす場である。
- (3) 議員活動や議会運営に対する市民の意見や批判、提言などを直接聴取し、政策提言に反映していくことにより、市民生活に役立つ議会づくりをめざそうとするものである。
- (4) 議員は一部の地域や職域を代表するのではなく、より広い見地から物事の可否を判断することが必要であり、市全体の代表者として議員自らの知識を高める場である。

2 今年度の方針の確認

平成31年1月15日の全員協議会で確認していただいた方針に基づき、今年度の議会報告・懇談会を実施する。

(1) 出張型意見交換会

- ア 地域の老人クラブや民生委員会等の年間行事へ出張
広報広聴常任委員が、住民自治組織に今年度の方針を説明し、各種団体の行事に案内をしてもらう。
- イ 常任委員会が所管する各種団体との意見交換（常任委員会の取組）
既に取り組まれている内容に「PDCA」を追加（課題解消に向けた取組等を市議会トピックスや市議会だより、議会報告・懇談会で報告）
- ウ 高校生との意見交換会

(2) 従来型議会報告・懇談会（昼間・夜間）

11月5日（火）～11月15日（金）までの間で実施する。

- ア 各住民自治組織単位での意見交換
実施日は、住民自治組織に希望日調査（8月中）を行い、決定（9月末）する。

【昨年度からの変更点】

《第1部について》

- ・配布資料には3常任の報告を記載し、発表は1常任が行う。
- ・質疑は、3常任の報告内容について質疑を受ける。

《時間について》

- ・時間を19:00～20:45とする。
- ・時間配分は第1部を30分、第2部を1時間15分とするが、当日の様子を見て班長が時間配分を調整する。

- イ オープン型の意見交換の中止

平成30年1月15日の全員協議会（議会報告・懇談会のまとめ）でのご意見や議会基本条例の外部評価での評価を踏まえ、オープン型の意見交換会は中止とする。

今後は、各常任委員会において各種団体等との意見交換会を充実していただき、意見聴取を図っていく。

3 経過報告

(1) 高校生との意見交換

ア 三次青陵高等学校

日時：7月上旬～中旬に実施予定

内容：生徒と議員がグループに分かれ、ワークショップを実施。

対象：2年生

対応：広報広聴常任委員会及び出席可能議員

イ 三次高等学校

日時：9月30日（月）13：30～（2時間程度）予定

内容：学校行事の地域研究課題発表会（ポスターセッション）に参加し、その発表を聞いて意見交換の実施を検討中

対象：2年生

対応：広報広聴常任委員会及び出席可能議員

ウ 日彰館高等学校

日時：10月以降に実施予定

内容：2年生の2クラスに議員が入り、意見交換を実施。詳細は検討中

対象：2年生

対応：広報広聴常任委員会及び出席可能議員

4 協議事項（班構成）

広報広聴常任委員会が、各住民自治組織に今年度の実施計画を説明し、「出張型意見交換会」の依頼があった場合は、担当班に連絡し、順次対応していただく。

(1) 班構成 【資料1-2】

ア 従来どおり、4班編成とする。

議会運営委員会及び各常任委員会の正副委員長を正副班長とする。

イ 班員は、各常任委員会で割り振りを決め、7月5日（金）までに事務局に報告する。

5 申合事項

- ① 出張型意見交換会への参加は、11月に開催する従来型議会報告・懇談会の担当会場数にはカウントしない。
- ② 出張型意見交換会の担当順は、くじで決めた順番で対応する。
- ③ 従来型の開催日は、住民自治組織に希望日調査をし、日程を決定する。担当会場は、10月頃の全員協議会において、くじで決定する。
- ④ 従来型の実施方法等は、10月頃再度、全員協議会等で説明する。
- ⑤ その他、各種団体から直接開催依頼があった場合は、依頼された議員と広報広聴常任委員会正副委員長と協議のうえ、取組内容を決定する。